

見守り協力協定を締結しました

市では、安心安全なまちづくりに推進するため1月29日、市内に配達などを行っている乳飲



片庭市長（前列中央）と見守り協力協定を締結した事業所代表の皆さん

料販売店や宅配業者、新聞販売店など12事業者と、見守り活動に関する協定締結調印式を行いました。この協定は、

各事業者が市内で業務中に、高齢者、障がい者宅などで異変に気づいたときや、道路の陥没や倒木などを発見した際に、市が迅速に対応できるように通報してもらおうためのもので、今回の締結で協力事業者は計27事業者となりました。

市内小学校で人権フォーラム開催

児童の人権意識の向上を目的に昨年12月8日、十和小学校（鈴木栄恵校長）で、全校児童を対象とした人権フォーラムを開催しました。全校児童を対象とした人権フォーラムは、市内で初めての開催でした。

この日は、人権擁護委員の指導のもと、児童たちはビデオ視聴、紙芝居、人権作文を題材にした授業などで人権について学びました。その後、児童会の進行による意見交換会が学年ごとに行われました。

児童会会長の堤羅馬さん（6年）は「いじめについての作文を読み「死」という言葉の重みをあらためて知った。普段、何気なく日常生活を送れるということが、実はとても恵まれていることなのだと感じた」と話してくれました。

難病患者福祉手当をご存じですか？

難病患者福祉手当は、原因不明で治療方法が確立されていない難病疾患患者の方の、心身の安定と福祉の増進を図る目的のため支給するものです。

次の支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は早めに手続きをしてください。

この手当は、申請に基づき支給されます。なお、「一般特定疾患医療受給者証」は、1月1日より「指定難病特定医療費受給者証」に名称が変更となっています。

▼支給要件：茨城県発行の「指

定難病特定医療費受給者証」を持つていて、市内に住民登録（または外国人登録）があること。

▼支給額：10000円/月
※申請月の翌月から支給対象。手当は、毎年3月に当該年度分を支給（口座振込）します。

▼申請場所：社会福祉課窓口
▼必要書類：①指定難病特定医療費受給者証②本人名義の預金通帳など③印鑑

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58-21111（内線1153）



熱心に聞き入る児童たち

小規模工事等契約希望者登録制度をご利用ください

この制度は、市内に主たる事業所を有する法人または住所を有する個人で、市競争入札参加資格審査の申請を行っていない方を対象とした登録制度です。

市が発注する工事などのうち、小規模な工事などの受注および施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。

この制度に登録を希望される方は、「小規模工事等契約希望者登録申請書」を次のとおり提出してください。

新しい保険証を郵送します

国民健康保険被保険者証が更新されます

毎年3月末は、保険証の切り替え時期です。現在お使いの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、3月31日(火)までとなっています。新しい保険証は、3月末までに加入者全員分をまとめて、世帯主宛に郵送します（普通郵便）。お手元に届きましたら記載内容をご確認いただき、

4月1日(水)からは新しい保険証で受診してください。郵送を希望されないなど、保険証を窓口でお受け取りになりたい方は、国保年金課までご連絡ください。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58-21111（内線1181）

申請 伊奈庁舎財政課 ☎58-21111（内線1236）

▼受付場所：財政課
▼登録期間：5月1日(金)～平成29年4月30日(日)

▼受付時間：午前9時～11時30分/午後1時～5時

▼受付期間：3月2日(月)～31日(火)（土、日、祝日を除く）

▼申請方法：郵送または持参

▼送付先：〒300-2395 つくばみらい市福田195

希望者登録申請書
※詳細については、市ホームページでご確認ください。